

困難な問題を抱える女性への支援に 関する京都府基本計画

令和6年3月

京 都 府

目 次

第1章 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針

1	基本的な考え方	1
2	計画策定の趣旨	1
3	計画の位置づけ	1
4	計画における支援対象者	1
5	計画の期間	1

第2章 困難な問題を抱える女性における現状と課題

1	相談業務	2
2	伴走支援の実施	3
3	一時保護の状況	3
4	民間団体との協働	4
5	女性相談支援員（現婦人相談員）の確保と人材育成	4

第3章 困難な問題を抱える女性への支援体制

1	支援にあたっての京都府と市町村の役割	5
2	支援にあたっての関係機関等の役割	6

第4章 困難な問題を抱える女性への支援施策の方向性

1	困難な問題を抱える女性等に向けた情報提供	7
2	アウトリーチ等による早期発見できる環境整備	7
3	人材育成・研修	7
4	相談・保護体制の充実	8
5	自立のための継続的支援体制の確立	9
6	関係機関との連携強化	10
7	数値目標	10
8	調査研究等の推進	11

参考資料

1	京都府の女性相談窓口等	12
2	連携が求められる関係機関等	12

第1章 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針

1 基本的な考え方

困難な問題を抱える女性（以下「支援対象者」という。）が抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるよう、早期から京都府、市町村、関係機関及び民間団体（以下「関係機関等」という。）との連携・協働により、支援対象者の意思を尊重し、一人ひとりのニーズに応じて施設等への入所、生活支援や被害からの回復、地域生活への移行や確実な自立支援まで、寄り添い、つながり続ける包括的な支援を行う。

また、困難な問題を抱える女性の人権を擁護するとともに、その性に起因して困難な状態に陥りやすい女性を支援することにより、男女平等の実現に資することを目的とする。

2 計画策定の趣旨

令和4年5月19日に困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）（以下「法」という。）が成立し、令和5年3月29日には、「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」（令和5年3月29日厚生労働省告示第111号）（以下「基本方針」という。）が公示された。

本計画は、法や基本方針を踏まえ、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的として、京都府が実施すべき施策等の計画を定めるものである。

3 計画の位置づけ

法第8条第1項に基づき策定する京都府における困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な計画とする。

また、この計画は、関連する「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画」や「京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり計画」などと整合性を図り、施策の実施にあたっては、関係部局と協力して取組を進める。

4 計画における支援対象者

法第2条に基づき、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により、日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える、あるいは抱えるおそれのある女性を支援の対象とする。

5 計画の期間

令和6年度から令和10年度までの5年間

第2章 困難な問題を抱える女性における現状と課題

1 相談業務

(1) 設置状況

京都府では、家庭支援総合センター、南部家庭支援センター、北部家庭支援センター及び男女共同参画センター（らら京都）の4カ所で女性相談窓口を設置している。

(2) 相談状況

＜家庭支援総合センター、南部家庭支援センター及び北部家庭支援センター＞

- ・令和4年度の3センターの相談合計件数は、8,517件であり、そのうちDVに関する相談が、5,542件で65.1%の割合を占めている。
- ・DV以外の暴力（親、子、交際相手等）に関する相談が1,215件（14.3%）、暴力を伴わない相談が1,714件（20.1%）、ストーカー被害に関する相談が46件（0.5%）となっている。
- ・相談件数は、令和2年度の12,137件をピークに減少を続けており、令和4年度は、平成23年度の件数と同程度にまで減少している。

（単位：件）

相談主訴	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
DV (夫・内夫等)	7,785	7,902	7,512	5,687	5,542
DV以外の暴力 (親子・デートDV等)	1,426	1,661	2,127	1,560	1,261
暴力以外 (居所なし等)	1,789	2,119	2,498	2,000	1,714
計	11,000	11,682	12,137	9,247	8,517

＜男女共同参画センター（らら京都）＞

- ・令和4年度の相談件数は、4,440件であり、女性のあらゆる相談を受けており、相談種別は以下のとおりとなっている。

（単位：件）

相談種別	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
女性相談	867	1,122	942	2,243	3,373
労働相談	1,379	1,211	1,360	1,456	875
女性のためのカウンセリング	109	109	81	95	119
女性のための法律相談	73	73	65	75	73
計	2,428	2,515	2,448	3,869 (1,216)	4,440 (2,157)
うちDV	6.1%	5.4%	4.2%	3.4%	3.1%

※令和3年度以降の女性相談は女性つながりサポート事業を含む。令和3年度は8月1日開始

※（ ）は女性つながりサポート事業件数

(3) 課題

- ・支援窓口の認知において、「女性のための相談」といった表現で周知されていることが多く、相談者からすると、どのような相談が可能なのかわかりづらい。
- ・公的な機関に相談することを、ためらう人も多い。
- ・支援者側の相談先や繋ぎ先として、婦人相談所を認知している人は少ない。
- ・相談につなげるための手法の検討が必要
- ・日本語で十分な意思疎通ができない女性への相談対応

2 伴走支援の実施

(1) 現状

- ・訪問支援や同行支援などのアウトリーチ支援は、令和2年度に100件を超えたもののコロナ禍により令和3年度以降低迷している。

(単位：件)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	合計
アウトリーチによる 相談支援件数	82	124	67	76	349

(2) 課題

- ・心身ともに疲弊している方や日本語で十分な意思疎通ができない方などは、情報提供された新たな相談先に一人で行くことが難しく、支援が途切れることが懸念されるため、同行支援の充実が必要

3 一時保護の状況

(1) 現状

- ・一時保護の件数は、減少傾向にある。
- ・その背景には、次のようなことが指摘されている。
 - ア 支援が必要な人たちが、自らを婦人相談所や婦人保護施設において提供する支援の対象と考えていないこと
 - イ 支援策の存在を知らないこと
 - ウ 婦人相談所等において支援対象として十分に発見されていない女性が一定数存在すること
 - エ 同伴児童と一緒に入所できない場合があることや携帯電話の使用制限など、一時保護所への入所のハードルが高く支援対象者に支援を受けることを躊躇させる要因があること
 - オ 支援内容と女性側のニーズのミスマッチなどがあること

(2) 課題

- ・性暴力や性虐待、性的搾取等による被害や配偶者や同居する者からの暴力、人身取引の被害者、住居を有さない場合や特定妊婦など多様で複合的な課題を抱える

支援対象者のニーズに対応した一時保護が必要

一時保護の状況

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
一時保護件数	143	129	130	121	158	148	114	115	140	147	146	79	63
うちDV相談	111	99	84	94	107	110	77	84	88	88	87	47	46
(割合%)	77.6	76.7	64.6	77.7	67.7	74.3	67.5	73.0	62.9	59.9	59.9	59.5	73%
単身世帯	51	40	38	38	46	37	28	34	31	40	39	19	18
母子世帯	60	59	46	56	61	73	49	50	57	48	48	28	28
同伴児童数	104	101	79	113	118	123	85	92	105	96	89	59	53

*相談件数は、南部・北部家庭支援センター（平成22年5月26日設置）を含む

4 民間団体との協働

(1) 現状

- ・母子生活支援施設等府内8カ所で一時保護委託基本協定を締結
- ・府内2カ所で、民間シェルターに対し運営補助を実施
- ・府内2カ所で、民間団体と連携してカウンセリングを実施
- ・民間団体と連携してSNS相談を実施

(2) 課題

- ・民間団体との連携は、連携体制が整っていないため、ごく限られた範囲となっている。
- ・民間団体の掘り起し及び活動内容の把握
- ・民間団体の育成

5 女性相談支援員（現婦人相談員）の確保と人材育成

(1) 現状

- ・女性相談支援員の人材が不足
- ・経験年数が5年未満の女性相談支援員が、全体の半数を占めている。

(2) 課題

- ・各市への女性相談支援員の配置を含めた人材確保
- ・女性相談支援員には、困難な問題を抱える女性に繋がり、寄り添った支援が行えるよう、相談者との信頼関係を構築する力が必要であり、そのような資質の向上が必要
- ・女性相談支援員は、非正規雇用が多く雇用が不安定

京都府内婦人相談員の経験年数別人数について（令和5年4月1日時点）

（単位：人）

～3年未満	3年以上 5年未満	5年以上 8年未満	8年以上 10年未満	10年以上	合計
5	5	3	2	5	20

※京都府（10名）及び府内市の婦人相談員（10名・委託含む）の合計数

※厚生労働省「婦人相談員配置状況等調査」及び「令和5年度困難な問題を抱える女性支援推進等事業費国庫補助金事業計画書」を参考に作成

第3章 困難な問題を抱える女性への支援体制

1 支援にあたっての京都府と市町村の役割

（1）京都府の役割

- ・困難な問題を抱える女性への支援に関して中核的な役割を果たすものとして、基本計画を策定すること等を通じ、それぞれの地域特性を考慮しながら、計画的に、地域のニーズに応じた施策を検討・展開する。
- ・支援の積極的かつ計画的な実施及び周知並びに様々な支援活動を行う者との連携及び調整を図る。
- ・段階的・重層的な支援を行うため、行政機関と民間団体それぞれの特性を生かした支援の在り方を検討するとともに、地域内の女性支援の実施状況や実施体制を把握し、女性相談支援センターの設置、女性相談支援員の配置、女性自立支援施設の設置状況を検証する。

また、困難な問題を抱える女性への支援活動を行う民間団体等との協働を通じ、困難な問題を抱える女性がそれぞれの意思を尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられる体制を整備する。

- ・広域的な観点から、市町村が実施する困難な問題を抱える女性への支援が円滑に進むよう、市町村における基本計画の策定状況や各種施策の取組状況等についての情報提供、市町村のニーズを踏まえた包括的な支援の展開等、市町村に対する支援を行うとともに、市町村の取組状況を把握し、格差が生じないよう必要な取組（女性相談支援員の配置状況の見える化や、未配置市町村に対する女性相談支援員の配置等）を促す。

（2）市町村の役割

- ・支援対象者にとって最も身近な、支援の端緒となる相談機能を果たすとともに、困難な問題を抱える女性の支援に必要なとなりうる児童福祉、母子福祉、障害者福祉、高齢者福祉、生活困窮者支援、生活保護等の制度の実施主体であり、支援の主体でもあることから、支援に必要な制度を所管する庁内関係部署はもとより、幅広い部署がそれぞれに主体性を発揮し、相互に連携の上、支援対象者が必要とする支援を包括的に提供する。

- ・必要に応じて適切に関係機関等につなぎ、かつ、つないだ先と連携して支援を行う等、関係機関等との緊密な連携が図られるよう配慮する。
- ・基本計画を策定するよう努めるとともに、女性相談支援員を配置するよう努める。
- ・困難な問題を抱える女性への支援窓口の周知等に努めるほか、支援活動を行う民間団体と協働し、女性支援を積極的に担うことに努める。

2 支援にあたっての関係機関等の役割

(1) 女性相談支援センター

- ・女性相談支援センターの前身は、旧売春防止法において「婦人相談所」として規定
- ・女性相談支援センターは都道府県に設置義務があるほか、指定都市が設置することができる。
- ・女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性を支援するため、次の業務を実施する。
 - ア 支援対象者の立場に立って相談に応じることや、相談を行う機関の紹介
 - イ 支援対象者及び同伴家族の安全確保及び一時保護
 - ウ 支援対象者の心身の健康を図るため、医学的又は心理学的な援助等
 - エ 支援対象者の自立を促進するための情報提供、助言、関係機関との連絡調整
 - オ 支援対象者が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助

(2) 女性相談支援員

- ・女性相談支援員の前身は、旧売春防止法において「婦人相談員」として規定
- ・都道府県及び女性相談支援センターを設置する指定都市は女性相談支援員を置くものとし、指定都市以外の市町村は女性相談支援員を置くよう努めるものとされている。
- ・府と市町村の女性相談支援員は協働し、困難な問題を抱える女性の発見に努め、その立場に立って相談に応じ、また専門的技術に基づいて必要な援助を実施する。
- ・府や市町村の女性相談支援員は、定期的な意見交換、研修会等の実施により、連携関係を深め、困難な女性の支援に努める。

(3) 女性自立支援施設

- ・女性自立支援施設の前身は、旧売春防止法において、要保護女子を収容保護するための「婦人保護施設」として規定
- ・法において必置とはされていないが、様々な課題を抱えて他に居場所を見つけることが困難であるような者を含め、困難な問題を抱える女性の中長期に滞在できる落ち着いた環境で心身の回復を図り、個々の自立に向けた準備をするための重要な機関
- ・女性自立支援施設は、次の業務を実施する。
 - ア 支援を必要とする困難な問題を抱える女性の保護
 - イ 入所者の心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助
 - ウ 自立促進のための生活支援

エ 退所者の相談等の援助

オ 入所者が同伴した児童に対する学習及び生活に関する支援

(4) 民間団体等

- ・法第13条においては、都道府県が民間の団体と協働して支援を行うことが規定され、同条2項では市町村が民間団体と協働した支援ができる旨が規定されている。
- ・民間団体は、行政機関のみでは対応が行き届きにくい支援について、各団体の特長を生かし、府及び市町村と対等な立場で協働し、互いの活動を補完しながら、困難な問題を抱える女性への支援を実施する。

(5) その他関係機関等

- ・女性が抱えている問題は、性的な被害、配偶者や親族からの暴力や虐待、経済的な困難、障害、住居問題等多岐に渡っており、最初にたどり着く可能性のある支援窓口も様々であることが想定される。
- ・さらにひとりの女性が様々な問題に複合的に直面しているケースも多数であると想定されるため、支援を行う地方公共団体や関係機関等が連携して包括的な切れ目のない支援体制を整備する必要がある。

第4章 困難な問題を抱える女性への支援施策の方向性

法における基本理念を踏まえ、女性が抱える多様化、複合化及び複雑化した困難に対し、本人の意思を尊重しつつ、置かれている環境や心身の状況等に応じ、安心できる生活の安定的な確立や心身の健康の回復等、最適な支援を受けられる体制を整備する。

また、外国人や性的マイノリティなど多様な支援対象者についても、本人の状況に配慮した支援を実施する。

1 困難な問題を抱える女性等に向けた情報提供

- ・困難な問題を抱える女性がかげがえのない個人として尊重され、困難に直面した場合は支援を受けることができるという府民意識の醸成
- ・女性が困難な問題を抱えた場合に相談できる窓口の周知広報
- ・活用できる施策の積極的な周知広報
- ・性暴力被害、性暴力や性的搾取等の加害防止等に関する教育・啓発等を実施

2 アウトリーチ等により早期発見できる環境整備

- ・支援が必要でありながらも相談につながりにくい支援対象者が、できる限り早期に相談支援を行う支援窓口につながるために必要な支援体制を構築
- ・SNS等を活用した多様な相談支援
- ・女性相談支援センター、女性自立支援施設、民間団体等、早期発見に関わることが期待されるあらゆる機関に情報共有できる体制を整備

3 人材育成・研修

- ・多様で複合的な困難な問題を抱える女性の相談に対応する各関係機関等の職員に対し、専門知識の習得及び資質の向上を図るための研修を実施
- ・協働可能な民間団体の掘り起こし

4 相談・保護体制の充実

(1) 相談支援

- ・支援対象者と支援者との間で信頼関係を築きながら、本人が必要とする支援に適切につながる相談支援を実践するため、女性相談支援員等の職員が、専門的な技術を持ち、支援が必要な女性の立場に寄り添って、その課題や背景等の内容を本人とともに整理し、的確なアセスメントに基づき、最大限に本人の意思を尊重しながら支援方針を検討し、支援に必要な関係機関等との調整を進めることで、女性相談支援センター相談体制を充実
- ・相談窓口の認知度向上の取組を推進
- ・匿名性が確保され安心・安全に相談できる体制・環境づくりの強化
- ・職務関係者による二次的被害の防止

(2) 一時保護

- ・国の基本方針※に沿った多様なニーズに対応した一時保護の実施
- ・民間団体と連携した被害者の状況に応じた適切な一時保護委託の実施
- ・一時保護期間における支援対象者の通学・通勤・かかりつけ医療機関への通院について、加害者の追及可能性がないなど安全上問題がなく、本人が希望しており、将来の自立した生活に有益である場合は、できる限り、対応できるよう配慮

※国の基本方針における記載

- ① 性暴力や性的虐待、性的搾取等による性的な被害等を防ぐために、支援対象者を緊急に保護することが必要と認められる場合
- ② 配偶者暴力等防止法第1条第1項に規定する配偶者からの暴力から保護することが必要と認められる場合
- ③ ②に該当する場合以外で、同居する者等からの暴力から保護することが必要と認められる場合
- ④ ストーカー行為等の規制等に関する法律第2条第1項に規定するつきまとい等又は同条第3項に規定する位置情報無承諾取得等から保護することが必要と認められる場合
- ⑤ 出入国管理及び難民認定法第2条第7号に規定する人身取引等により他人の支配下に置かれていた者として保護することが必要と認められる場合
- ⑥ 支援対象者が定まった住居を有さず、又は心理的虐待など何らかの理由で帰宅することで心身に有害な影響を与えるおそれがあると認められる場合であって、保護することが必要と認められる場合
- ⑦ 支援対象者について、その心身の健康の確保及び関係機関による回復に向けた支援につながるために保護することが必要と認められる場合
- ⑧ その他、一時保護を行わなければ、支援対象者の生命又は心身の安全が確保さ

れないおそれがあると認められる場合

以下、留意が必要とされている事案

- ① 一旦一時保護しなければ心身の安全が確保されないおそれがあるが、かつて通知で掲げられていた「他法他施策優先」として、他施策への調整までの間も一時保護が行われない場合
- ② 一時保護所退所後の見通しが立っていないと一時保護が行われない場合
- ③ 本人の希望や意思のできる限りの尊重を行わずに、希望や意思に反する条件提示を行う等により本人が同意しない状況に至ること

(3) 被害者回復支援

- ・ 心的外傷を抱える支援対象者の被害回復のため、医療機関等の専門機関への相談・連携体制を整え、心身の健康回復のための医学的・心理学的な支援を行い、中長期的に寄り添い続ける支援を行える体制を整備

(4) 同伴児童等への支援

- ・ 一時保護の対象者の同伴児童が、一時保護中でも教育を受ける権利が保障されるよう、一時保護所内での学習支援等について、教育委員会や学校等と連携
- ・ 同伴する家族が中学生以上の男児等や児童以外の場合でも支援対象者のニーズに寄り添った支援を行い、一時保護委託の活用など母子分離等を防止

5 自立のための継続的支援体制の確立

(1) 自立支援

- ・ 個々の支援対象者の状況や希望、意思に応じ、健康支援、生活支援、就労等の日中活動の支援、居住支援を包括的に実施
- ・ 民間団体による支援活動の特長を生かし、行政と民間団体とが協働しながら女性支援を推進
- ・ 施設において、自立に向けた支援を行うにあたっては、次の生活の場も視野に、都道府県及び市町村が長期的に関わっていくことや、必要に応じて入所に支援を行っていた関係機関等を含めて、外部の機関団体との継続的な連携を実施
- ・ 経済的な自立支援に向け、府の就労支援機関やハローワーク等を活用し、求人情報の提供や就労支援に取り組む

(2) 居場所の提供

- ・ 民間団体と連携し、支援対象者が気軽に立ち寄り、安心して自分の気持ちや悩みを話すことができ、必要とする支援につなぐことができる居場所の提供

(3) 生活の場を共にすることによる支援（日常生活の回復の支援）

- ・民間団体と連携し、一時保護等の後に、中長期的に利用可能な住まいを提供
- ・一時保護所の退所にあたり、自立が難しい場合は、女性自立支援施設等において健康支援、生活支援や就労など自立に向けた支援を実施

(4) アフターケア

- ・退所後も安定して自立した生活が営めるよう、地域の実情に応じて市町村や民間団体とも連携し、退所した者と定期的に連絡を取る等の継続的なフォローアップや相談支援、居場所の提供等、退所者のアフターケアを行うための体制を整備

6 関係機関との連携強化

(1) 連携体制の構築

- ・多様で複合的な困難な問題を抱える女性に対し、関係機関及び民間団体等の協働により、早期から切れ目のない支援が実施されるよう連携体制を整備
- ・特に特定妊婦については、出産前から出産後も切れ目のない支援を行うため、児童相談所をはじめとした関係機関との連携体制を早急に整備

(2) 支援調整会議

- ・地域ごとの実施状況や同趣旨の会議体である要保護児童対策地域協議会、DV対策地域協議会等の運用の状況を踏まえ、効果的効率的な設置、運用のあり方について検討

7 数値目標

目標	数値	
	R 5 年度時点	R 1 0 年度末時点
女性相談支援員*設置市町村数	5 市	2 6 市町村
①女性自立支援施設	① 1 か所	① 1 か所
②一時保護所の設置数（委託含む）	② 9 か所	② 1 2 か所
相談支援担当職員の体系的研修受講者数	—	延べ 1, 4 0 0 人
アウトリーチによる相談・自立支援件数	—	延べ 6 0 0 件
協働する民間団体数	1 2 団体	2 4 団体
支援調整会議設置時期	—	他の会議体の運用状況を踏まえて検討
相談窓口の認知度向上 (5年に1回調査実施)	2 0. 8 %	5 0. 0 %

※女性相談支援員には、府や市町村の相談窓口において、女性相談を受ける職員も含む。

8 調査研究等の推進

- ・国において実施される調査研究について、関係機関等に情報提供するとともに、京都府においても、支援内容等に関する実態調査等を実施し公表

【参考資料】

1 京都府の女性相談窓口等

名称	設置場所	相談日	相談方法
家庭支援総合センター	京都市東山区清水四丁目 185 番地 1	毎日 9 時～20 時	電話・面接相談 ※面接相談は要予約
南部家庭支援センター	宇治市大久保町井ノ尻 13-1	月曜日～金曜日 9 時～17 時 ※祝日・年末年始を除く (12 月 29 日～1 月 3 日)	電話・面接相談 ※面接相談は要予約
北部家庭支援センター	福知山市字堀小字内田 1939-1	月曜日～金曜日 9 時～17 時 ※祝日・年末年始を除く (12 月 29 日～1 月 3 日)	電話・面接相談 ※面接相談は要予約
男女共同参画センター (らら京都)	京都市南区東九条下殿 田町 70 京都テルサ東館 2 階	月曜日～土曜日 10 時～12 時、13 時～19 時 ※祝日・年末年始を除く (12 月 29 日～1 月 3 日)	電話・面接相談 ※面接相談は要 予約

2 連携が求められる関係機関等

女性相談支援センター、女性相談支援員、女性自立支援施設、児童相談所、福祉事務所、都道府県及び市町村（女性支援部門、生活困窮部門、家庭支援部門、こども支援部門、障害保健福祉部門、高齢者支援部門等）、児童福祉施設、保健所、医療機関、精神保健福祉センター、職業紹介機関、職業訓練機関、教育機関、保育所、都道府県警察、裁判所、日本司法支援センター、弁護士等、配偶者暴力相談支援センター、地域包括支援センター、生活困窮者自立支援相談機関、障害に係る相談支援事業所（障害者就業・生活支援センター等）、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター、男女共同参画センター、犯罪被害者支援センター、隣保館、更生保護施設、地域生活定着支援センター、社会福祉協議会、母子生活支援施設、母子支援団体、多文化共生支援団体、薬物依存症回復支援施設、民間団体、こどもの居場所、子ども食堂、保健師、民生委員、児童委員、保護司、人権擁護委員、ひとり親家庭福祉推進員